



福MC発第 323 号 (庶務)
平成 30 年 3 月 30 日

各医師会会長 殿

公益財団法人
福岡県メディカルセンター
理事長 松田 峻一



公益財団法人福岡県メディカルセンター評議員の推薦及び確認について（お願い）

春暖の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、当センターの事業推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

当センターの評議員の任期は、あと2年残っておりますが、貴会の役員改選等による評議員変更の有無について、確認をさせていただきたいと思えます。

つきましては、ご多用中恐縮に存じますが、この度の任期満了に伴う貴会の役員改選に伴い、当センター評議員の変更がございましたら、後任の評議員を別紙1「推薦書（評議員）」によりご推薦を賜りますよう、御高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、併せて、別紙2「確認書」を評議員推薦者にご記名いただき、返信用封筒にて、平成30年5月11日（金）までに、ご返送いただきますようよろしくお願いいたします。

また、変更がない場合も別紙3「回答書」にて、その旨ご回答下さいますようよろしくお願いいたします。

記

1. 評議員の推薦： 1名

【任期：選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成32年度の定時評議員会）の終結の時まで】

(注) 評議員と理事の兼務はできません。

公益財団法人福岡県メディカルセンター評議員

任期:平成28年6月8日～平成32年度定時評議員会迄

	氏 名	役 職
1	廣 瀬 香	九州経済連合会 社会基盤部長
2	田 川 大 介	株式会社 西日本新聞社 編集局総務
3	山 口 浩 史	九州電力株式会社 情報システム部長
4	成 瀬 岳 人	株式会社福岡銀行 公務金融法人部長
5	志 野 久美子	厚生労働省九州厚生局健康福祉部医事課長
6	大 森 徹	福岡県保健医療介護部長
7	白 石 博 昭	福岡県保健医療介護部医監
8	熊 澤 榮 三	福岡県歯科医師会会長
9	原 口 亨	福岡県薬剤師会会長
10	植 田 清一郎	福岡県医師会代議員会議長
11	蓮 澤 浩 明	福岡県医師会副会長
12	上 野 道 雄	福岡県医師会副会長
13	岩 田 定 幸	北九州市医師会専務理事
14	津 田 文史朗	遠賀中間医師会会長
15	大 原 紀 彦	京都医師会会長
16	久 永 孟	豊前築上医師会会長
17	平 田 泰 彦	福岡市医師会副会長
18	石 橋 正 彦	筑紫医師会会長
19	菊 池 正 統	糸島医師会会長
20	松 尾 喬 之	粕屋医師会会長
21	石 田 清	宗像医師会副会長
22	菅 原 啓 介	直方鞍手医師会副会長
23	荒 木 久 昭	田川医師会会長
24	松 浦 尚 志	飯塚医師会会長
25	北 里 誠 也	久留米医師会会長
26	安 藤 謙 治	大牟田医師会副会長
27	黒 岩 光	八女筑後医師会会長
28	火野坂 徹	朝倉医師会会長
29	白 石 恒 明	小郡三井医師会会長
30	酒 井 良	大川三潞医師会会長
31	金 子 壽 興	柳川山門医師会会長
32	宮 崎 正 樹	浮羽医師会会長
33	合 屋 慶 太	福岡県眼科医会理事

注1) 評議員：25名 ～ 35名以内

注2) 任 期： 4年

注3) 本人出席が原則（代理、委任認めず）

(別紙1)

推 薦 書 (評議員)

公益財団法人
福岡県メディカルセンター
理事長 松 田 峻 一 良 殿

平成30年 月 日

公益財団法人福岡県メディカルセンターの評議員として、下記の者を推薦いたします。

記

推薦者氏名

現 住 所

(別紙2)

確 認 書

平成30年 月 日

公益財団法人福岡県メディカルセンター
理事長 松田峻一良殿

私こと _____ は、下記の欠格事由には一切該当いたしません。

記

理事、監事及び評議員の欠格事由（認定法第6条第1号イ、ロ、ハ、ニに規定）

- (1) 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
- (2) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・公益法人認定法の規定に違反したこと
 - ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反したこと
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したこと
 - ・刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
 - ・暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
 - ・国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したこと
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

以上

(別紙3)

回 答 書

公益財団法人
福岡県メディカルセンター 御中

平成30年 月 日

公益財団法人福岡県メディカルセンターの評議員につきまして、変更はございません。